

災害等復旧費用の相互扶助制度の 一部運用変更（案）について

2025年3月10日

電力広域的運営推進機関 事務局

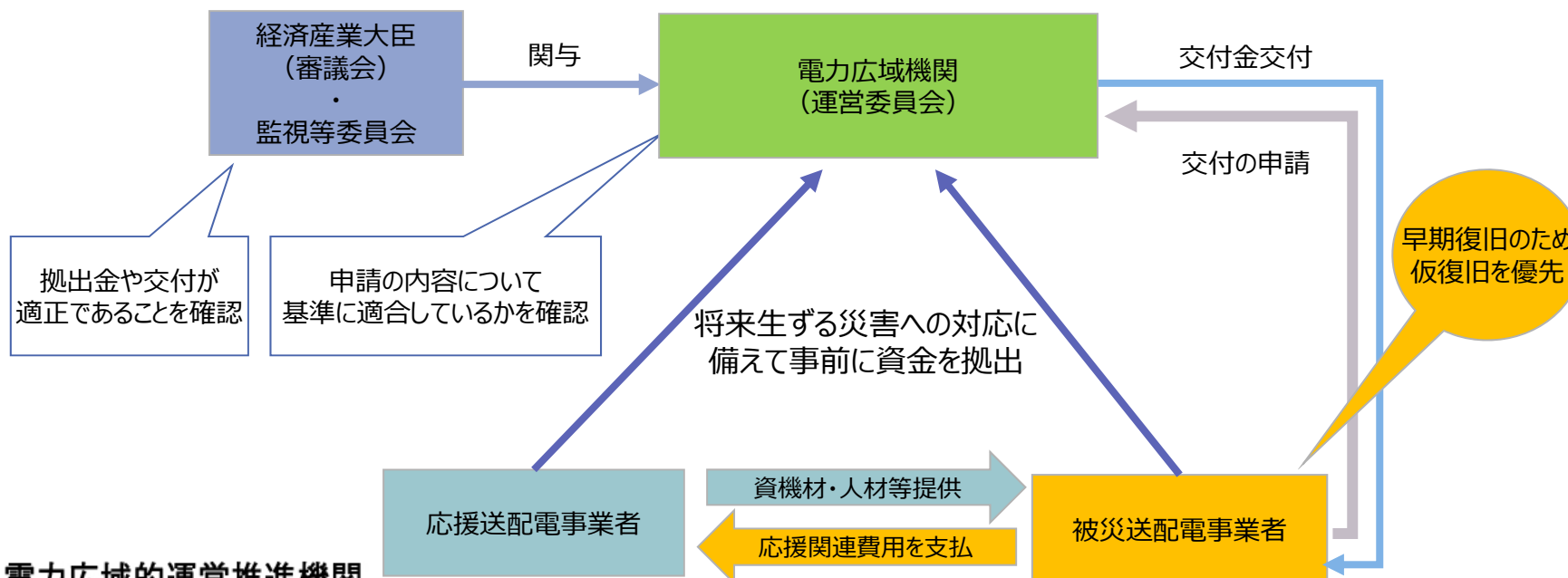


電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

1. はじめに（本日の審議の背景）		2
2. 運用変更案		4
3. 今後のスケジュール		6

- 2024年9月21日に発生した**奥能登豪雨**は、**令和6年能登半島地震の影響が残る中、同一地域で発生した複合的な災害**として、土砂災害等により配電設備に被害が生じ、**最大約6,650戸の停電が発生**するとともに、**土砂災害や河川氾濫によりアクセス困難な箇所が多数発生**した。
- 北陸電力送配電は、冠水の影響が収まった翌9月22日から、最大約400人規模で復旧作業に従事し、9月25日までにアクセス困難な箇所を除き全ての停電の復旧を完了したものの、**2025年2月28日現在、安全確保等の観点から電気の利用ができない状態の戸数が約140戸（同社公表）あり、依然として99%停電復旧（最大停電戸数約6,650戸→66戸）に達しておらず、まだ復旧対応の終了見通しは立っていない。**
- 停電からの早期復旧への取組を資金面から支える相互扶助制度としては、とりわけこうした**復旧対応が長期にわたる大規模災害において、被災や対応の実態を踏まえた、可能な範囲での柔軟な対応**が社会的に強く期待されるところ。
- こうした状況を踏まえ、**相互扶助の一部運用変更を可及的速やかに講じる必要**があることから、本日の第12回運営委員会で変更の方向性につきご審議（確認）いただく。

- 相互扶助制度は、災害を全国大の課題として捉え、停電復旧に係る対応の大規模化・長期化に伴い、早期復旧を優先するために生ずるコストの増大に備えることが創設の趣旨であり、被災送配電事業者は、一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用等について、本制度の適用を受けることができる。
- なお、各事業者が将来生ずる災害への対応に備えて拠出する金額が過剰とならないよう、被災事業者にも一定程度の自己負担（対象金額の1割で設定）を求めている。
- また、国が本機関からの報告に基づき運用状況を確認するなど、制度的に関与する仕組みとなっている。



- 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、仮復旧作業の長期化を踏まえた柔軟な対応を可能とする以下の運用変更をあらかじめプッシュ型で行う。

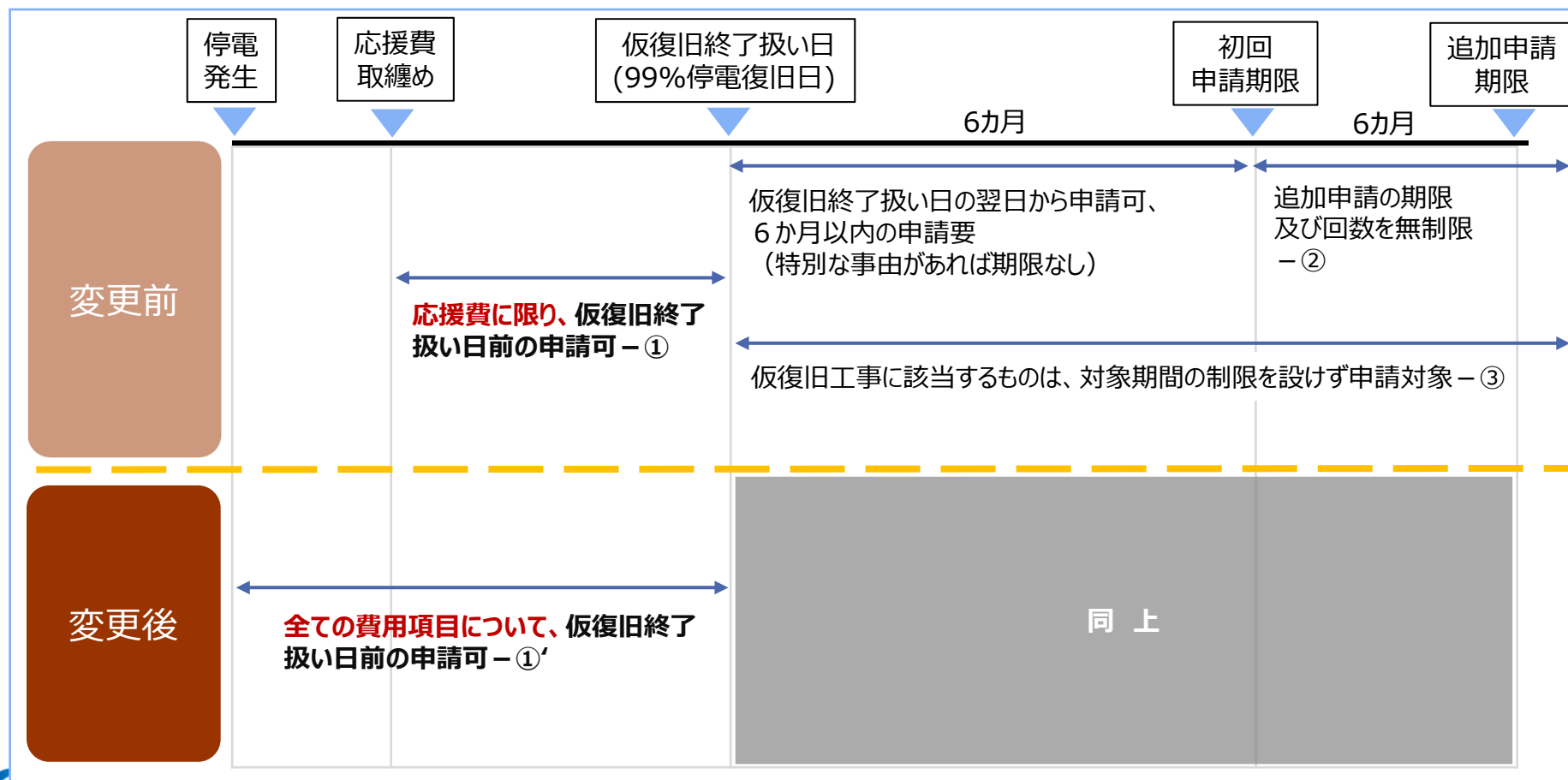
審議事項	
早期の申請の可能化	【現行ルール】 - 申請開始日は原則として仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）の翌日としており、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合、他事業者による応援費以外は99%停電復旧後でなければ申請できない。 【変更案】 - 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、全ての費用項目について、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請を可とする。
【変更理由】 ✓ 現行運用要領では、本制度の申請開始日を、原則として、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）の翌日としており、国が特定非常災害として指定した場合等も、他事業者による応援費以外の費用項目は99%停電復旧後でなければ申請できない。 ✓ 奥能登豪雨では、停電軒数が66戸（最大停電軒数約6,650戸の1%）以下とならなければ、本制度の申請を行うことができないが、2025年2月28日現在、安全確保等の観点から電気の利用ができない状態の戸数が約140戸あり、復旧対応の終了が見通せない状況である。本災害のように、本制度の申請ができないなか、先行して各種費用の支払いが必要となる場合に、被災事業者の資金繰り等の事情から、早期復旧への取組に支障が生じることのないよう柔軟な対応を可能としておく必要があることに鑑み、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合には、全ての費用項目について、仮復旧終了扱い日（99%停電復旧日）前の申請（追加申請を含む）を可とすることとしたい。 ✓ こうした柔軟な対応は、国が特定非常災害として指定した場合等に限るとすれば、「適正かつ効率的な申請・審査」や「拠出金の適正管理」の観点から特に懸念は生じないとする。	

- ✓ 国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合に以下を適用する

今回変更案(審議事項)－①' : **全ての費用項目について**、仮復旧終了扱い日(99%停電復旧日)前の申請を可とする

2024年4月に変更済み－② : 追加申請の期限及び回数を無制限とする

2024年4月に変更済み－③ : 仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とする



【変更前】

※ 変更箇所のみ抜粋

※ 変更点に赤字下線

3 申請・交付に関する手続きについて

(2) 申請について

ウ. 申請開始日と申請期限

申請開始日は仮復旧終了扱い日の翌日とし、申請期限は申請開始日から6か月以内とする。ただし、災害について、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって被災事業者の申請に基づき特別な事由があると認める場合には、他事業者による応援費部分に限り、仮復旧終了扱い日前の申請を可とする。なお、申請期限の翌日以降は、特別な事由がない限り、申請の権利が消滅する。

【変更後】

3 申請・交付に関する手続きについて

(2) 申請について

ウ. 申請開始日と申請期限

申請開始日は仮復旧終了扱い日の翌日とし、申請期限は申請開始日から6か月以内とする。ただし、災害について、国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって被災事業者の申請に基づき特別な事由があると認める場合には、仮復旧終了扱い日前の申請を可とする。なお、申請期限の翌日以降は、特別な事由がない限り、申請の権利が消滅する。

3. 今後のスケジュール

7

- 本日も審議いただいた内容を踏まえ、速やかに理事会の議決により運用要領を変更する。
- 今後の審議予定としては、2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額について、2025年度前半の適切な時期に本委員会で議論いただく予定。
- なお、規定内容や制度趣旨から解釈・判断できる取扱いや軽微な変更に関しては、必要に応じ、迅速性の観点から、理事会の議決により運用要領の変更を実施し、運営委員会に事後報告することとしている。

2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額設定に係る今後の検討スケジュール

27

- 2026～2030年度の拠出金総額及び積立基準額については、引き続き、2024年度の交付実績の動向を注視しつつ、前頁までの検討内容を基に、国や一般送配電事業者とも連携のうえ、2025年度の初め頃に改めて運営委員会にてご審議いただき、**2025年9月※までに決定することを想定している。**

※ 各一般送配電事業者による翌年度の拠出金額の準備のため、当年度の9月目途に、各一般送配電事業者に翌年度の拠出金額を通知する必要があるため。

今後の取組み（予定）	2024年度		2025年度			
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
① 運営委員会へ報告	● 12月4日					
② 2024年度交付実績を確認		←→				
③ 国及び一般送配電事業者と調整		←→				
④ 運営委員会にて審議			←→			
⑤ 審議会へ報告			←→			
⑥ 理事会にて決議、 一般送配電事業者へ通知					● 9月中	